

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月13日
【四半期会計期間】	第93期第3四半期（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）
【会社名】	平和不動産株式会社
【英訳名】	HEIWA REAL ESTATE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉野 貞雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町1番10号
【電話番号】	03(3666)0181(代表)
【事務連絡者氏名】	総務企画本部総務グループリーダー 飯塚 正
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋兜町1番10号
【電話番号】	03(3666)0182
【事務連絡者氏名】	総務企画本部総務グループリーダー 飯塚 正
【縦覧に供する場所】	平和不動産株式会社大阪支店 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号) 平和不動産株式会社名古屋支店 (名古屋市中区栄3丁目3番21号) 平和不動産株式会社福岡支店 (福岡市中央区天神2丁目14番2号) 平和不動産株式会社札幌支店 (札幌市中央区大通西4丁目1番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第92期 第3四半期連結 累計期間	第93期 第3四半期連結 累計期間	第92期
会計期間	自平成23年 4月1日 至平成23年 12月31日	自平成24年 4月1日 至平成24年 12月31日	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日
営業収益(百万円)	23,849	24,393	35,205
経常利益(百万円)	3,348	4,115	3,910
四半期(当期)純利益(百万円)	1,349	2,638	2,055
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	1,454	3,914	3,287
純資産額(百万円)	73,665	78,441	75,497
総資産額(百万円)	307,980	295,071	308,964
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	33.81	66.09	51.49
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	30.65	64.88	46.74
自己資本比率(%)	23.8	26.5	24.3

回次	第92期 第3四半期連結 会計期間	第93期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成23年 10月1日 至平成23年 12月31日	自平成24年 10月1日 至平成24年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額(円)	3.58	34.49

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益には、消費税等は含んでおりません。
3. 平成24年6月22日に第7回無担保転換社債型新株予約権付社債を満期償還したため、平成24年12月31日現在潜在株式はありません。
4. 平成24年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を行っておりますので、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、当社は、平成24年10月29日開催の取締役会において、株式会社東京証券会館との間で資本業務提携を行うこと及び同社の株主との間で株式譲渡契約を締結することを決定し、平成25年1月17日付で同社を完全子会社化いたしました。

詳細は、「第4 経理の状況 1. 四半期連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

株式会社東京証券取引所の賃貸料について

当社は、当社が所有する東京証券取引所ビルの平成26年4月1日以降の賃貸料に関し、日本国内の経済指数等に連動して自動的に改定する方法を採用することとし、具体的な経済指数等その他の連動方法の詳細について、株式会社東京証券取引所と協議してまいりましたが、協議が整わず、この方法を採用しないことといたしました。なお、平成25年4月1日以降の賃貸料につきましては、今後協議を行う予定であります。

2【経営上の重要な契約等】

当社は、平成24年10月29日開催の取締役会において、株式会社東京証券会館との間で資本業務提携を行うこと及び同社の株主との間で株式譲渡契約を締結することを決定し、同日付で資本業務提携契約を締結いたしました。なお、平成25年1月17日付で同社の全株式を取得し完全子会社化しております。

詳細は、「第4 経理の状況 1. 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当第3四半期連結累計期間の財務状態、経営成績は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)業績

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、世界景気の減速等を背景として、弱い動きとなっているものの、景気回復への期待を先取りするかたちで、昨年末には過度な円高の動きが修正されつつあり、株価も回復傾向が見受けられました。しかし、海外経済を巡る不確実性は依然として高く、わが国の景気を下押しするリスクとなっており、雇用・所得環境の先行き、デフレの影響等にも注意が必要な状況であります。

このような状況の中、不動産業界におきましては、オフィスビル市場は、大規模ビルの大量供給がありましたが、耐震性能に対する需要や増床も目立ち始めたことにより空室率上昇に歯止めがかかりつつあり、明るい兆しが見えてきました。マンションをはじめとする住宅市場は、景気低迷による厳しい雇用情勢や個人所得の伸び悩みは続いておりますが、低金利等を背景に首都圏を中心に安定的かつ底堅い住宅需要が続いております。

このような状況のもと、当社グループのセグメント別の概況は、次のとおりであります。

(イ)賃貸事業

本事業のうち、ビル賃貸事業では、「一番町平和ビル」（宮城県仙台市）及び「平和不動産北浜ビル」（大阪府大阪市）の稼働による賃貸収益の増加がありましたが、「内幸町平和ビル」（東京都千代田区）等の賃貸収益の減少により、その収益は126億78百万円（前年同期比1.9%減）となりました。これに住宅賃貸収益等を含めた本事業の収益は、138億14百万円（同1.6%増）となりました。

(ロ)不動産開発事業

本事業においては、開発不動産賃貸収益の増加等により、その収益は18億89百万円（同11.4%増）となり、これに不動産仲介収益を加えました本事業の収益は、21億71百万円（同4.7%増）となりました。

(ハ)住宅開発事業

本事業においては、「桜堤庭園テラス」（東京都武蔵野市）など合計147戸を売り上げ、その収益は68億18百万円（同2.8%増）となり、その他収益を含めた本事業の収益は、68億49百万円（同2.5%増）となりました。

(ニ)その他の事業

請負工事建物管理事業の収益は11億21百万円（同7.9%増）、介護付有料老人ホーム事業の収益は3億13百万円（同9.6%減）となり、その他収益を加えました本事業の収益は15億58百万円（同4.1%増）となりました。

(ホ)当社グループの全体の状況

以上により、当第3四半期連結累計期間における当社グループ全体の状況は次のとおりとなりました。営業収益全体では243億93百万円（同2.3%増）、売上原価は155億27百万円（同5.0%増）、販売費及び一般管理費は27億73百万円（同18.7%減）となりました。この結果、営業利益は60億92百万円（同7.9%増）、経常利益は41億15百万円（同22.9%増）となり、四半期純利益は26億38百万円（同95.4%増）となりました。

(2)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社は、平成19年6月27日開催の第87回定時株主総会において、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の導入についてご承認をいただきました。

その後、経済産業省の「企業価値研究会」から公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」等を踏まえて平成21年6月25日開催の第89回定時株主総会においてこれを継続し、さらに当社の企業価値ひいては株主共同の利益確保の観点から検討を行い、平成23年6月28日開催の第91回定時株主総会でこれを一部見直しの上、引き続き継続することについて承認を得ており、その概要は次のとおりです。

なお、本プランの詳細は、平成23年5月13日付「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」として公表しており、その全文は当社ホームページをご覧ください。

(<http://www.heiwa-net.co.jp/news/pdf/110513a.pdf>)

企業価値の向上並びに株主共同の利益確保への取り組み

当社は、我が国金融マーケットの中核的機能・役割を担う東京、大阪、名古屋などの証券取引所ビルのオーナー企業として、昭和22年に創立されました。

その後、当社は、不動産の賃貸、不動産開発、住宅開発の3事業を展開し、常に時代の変化を先取りし、ユーザーの多様なニーズに応え、確かな信頼と評価を得てまいりました。

とくに賃貸事業は当社のコア事業であり、なかでも証券取引所への賃貸がその中核であることに変わりはありません。言うまでもなく、証券取引所は我が国金融マーケットの根幹を担う極めて公共性の高い機関であり、金融商品取引法上、その議決権保有には制限が加えられております。その施設を提供する当社には、その社会的公器の機能の維持・向上を施設面から支えるという重要な使命が課せられており、これまで、東京、大阪、名古屋の各証券取引所ビルの建替えを行いました。

また、賃貸事業では業容拡大と収益力強化のため、オフィスビル、商業施設、賃貸住宅の開発も進めてまいりました。

一方、こうした賃貸事業で培ったノウハウを活用してのREIT事業への進出、子会社でのプロパティマネジメント事業の展開など、グループ全体での収益拡大も図ってまいりました。

さらに、事業収益基盤を拡充するために、この度、公募増資と三菱地所株式会社への第三者割当増資を実施し、当社の重点事業地区である東京都中央区日本橋兜町地区の再開発に取組むことといたしました。当社はこの取組みを中・長期的に推進し、高い付加価値を創出することを目指しており、これを着実に実現させることが、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益向上につながるものと深く確信しております。

本プランの目的

本プランは、当社株式に対する大量買付けが行われた際、株主の皆様がその是非を判断するための時間と情報の確保、当社が株主の皆様のために大量買付者と交渉を行う機会の確保、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する大量買付けの抑止を通じて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

大量買付けの定義

以下のア又はイに該当する買付けを「大量買付け」といい、この大量買付けを提案する者又は行う者を「大量買付者」といいます。

ア．当社が発行者である株式等について、保有者とその共同保有者の株式等保有割合の合計が20%以上となる買付けその他の取得

イ．当社が発行者である株式等について、買付け後における公開買付者とその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

大量買付者による情報提供

大量買付者には、大量買付けに着手する前に、取締役会宛に、買付プロセスに従う旨を記載した書面及び株主の皆様への判断や取締役会の意見形成等のために提供していただくべく次のア～クの情報を記載した書面（以下「買付情報提供書」といいます。）を日本語にて作成のうえ提出していただきます。

なお、取締役会又は独立委員会は、必要に応じ、大量買付者に対して追加的に情報提供を求めることがありますが、その情報提供期間の上限は、買付情報提供書受領から60日に限定します。

ア．大量買付者とそのグループの詳細

イ．大量買付けの目的・方法・内容

ウ．大量買付行為に関して大量買付者以外の第三者との間に意思連絡がある場合には、その相手方及び内容

エ．大量買付価格の算定根拠

オ．大量買付資金の裏づけ

カ．大量買付後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策

キ．大量買付後の当社及び当社グループの利害関係者に関する方針

ク．その他、取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

独立委員会の設置・権限等

当社は、取締役会の恣意的な判断又は過剰な対抗措置の発動を防止するため、企業経営について高度の見識を有しており、かつ当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役から構成される独立委員会を設置します。

独立委員会は、大量買付者が買付プロセスを遵守しているか、大量買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものであるか等を検討の上決議し、その結果を取締役に報告します。

その検討期間は、独立委員会が大量買付者による情報提供が完全に行われたと判断した日の翌日から起算した60日間（合理的な理由がある場合には最長で30日間延長可能）とします。

独立委員会は、大量買付者が買付プロセスを遵守しないと判断した場合、原則として取締役会に対して対抗措置の発動を勧告し、一方、大量買付者が買付プロセスを遵守していると判断した場合は、原則として取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、大量買付者が買付プロセスを遵守していると判断した場合であっても、次のア～クに該当し、当社の企業

価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損する大量買付けと独立委員会が判断するときは、取締役会に対して対抗措置の発動を勧告します。

- ア．いわゆるグリーンメイラーである場合（大量買付けが株価をつり上げ、これを当社又は当社の関係者等に引き取らせることを目的とする場合）
- イ．いわゆる焦土化である場合（大量買付けが当社又は当社グループの経営を一時的に支配し、経営上のノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等の重要な資産等を廉価に取得する等、当社又は当社グループの犠牲の下に大量買付者又はそのグループの利益を実現する経営を行うことを目的とする場合）
- ウ．大量買付けが当社又は当社グループの資産を大量買付者又はそのグループの債務の担保や弁済原資として流用することを目的とする場合
- エ．大量買付けが当社又は当社グループの不動産や有価証券などの資産等を処分し、その利益によって一時的な高配当を得、又はこれによる株価上昇後の株式売り抜けを目的とする場合
- オ．いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付け等の株式買付けを行うことをいう。）など、大量買付けが株主の皆様様に株式売却を事実上強要するおそれがある場合
- カ．大量買付者の大量買付けの条件等（対価の価額・種類、対価の価額の算定根拠、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画等）が当社の企業価値に鑑み、著しく不十分又は不適当な買付等であることが明らかであると合理的な根拠をもって判断される場合
- キ．大量買付者の支配権取得により、株主の皆様はもとより、お客様、取引先、従業員その他当社の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値が著しく損なわれることが予想されたり、当社の企業価値の維持及び向上を著しく妨げるおそれがある場合、又は大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後する場合
- ク．大量買付者の経営者又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、公序良俗の観点から大量買付者が当社の支配権を取得することが不適切である場合

取締役会の決議

取締役会は、独立委員会による上記勧告を最大限尊重し、本プランの発動もしくは不発動または発動の変更もしくは中止を最終的に決定し、当該決定の概要、独立委員会の勧告の概要その他取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示を行います。

大量買付者は、本プランに係る手続の開始後、取締役会が本プランの発動又は不発動に関する決議を行うまでの間、大量買付けを実行してはならないものとします。また、本プラン発動に際しては、当社より大量買付者に対して金員等経済的対価の交付は行いません。

なお、本プランを発動すべきと判断した前提事実に変更が生じた場合等、本プランの発動が適切でないとして取締役会が判断した場合には、取締役会は本プランの発動の変更または中止を行うことがあります。

この場合、新株予約権の無償割当の効力発生日までの間であれば新株予約権の無償割当を中止することとし、新株予約権の無償割当の効力発生後においては行使期間開始日前日までであれば当該新株予約権を無償取得することとします。

対抗措置の概要

当社は、本プランに基づき、新株予約権の無償割当を取締役会決議により行うこととします。

本プランにおいて無償で割り当てられる新株予約権は、割当て基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式1株につき1個とし、同日における最終の発行済株式総数（ただし、自己株式の数を除く。）と同数とします。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上とし、株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金は、取締役会が別途定めるものとします。

本新株予約権の行使期間は、本新株予約権の効力発生日から2か月以内の取締役会が別途定める期間とします。

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。

そして、次のいずれかに該当する者は、本新株予約権を行使できません。

- ア．大量買付者
- イ．大量買付者の共同保有者
- ウ．大量買付者の特別関係者
- エ．アないしウに該当する者から新株予約権を取締役会の承認を得ることなく譲受又は承継した者
- オ．アないしエに該当する者の関連者

なお、上記により新株予約権を有する者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して損害賠償責任その他の責任を負いません。

当社は、取締役会の決定により、新株予約権の行使期間が満了する時までの間いつでも、本新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することにより、上記アないしオのいずれにも該当しない者の有する本新株予約権を取得することができます。

本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、平成24年度決算に関する定時株主総会（平成25年6月開催予定）終結の時までとします。ただし、有効期間内であっても、株主総会又は取締役会で本プランを廃止する決議が行われた場合にはこれを廃止いたします。

本プランの合理性

本プランは、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則の要件を完全に充足していること、株主総会において株主の皆様のご承認をいただいていること、有効期間を定めるとともに取締役会でいつでも廃止できること、本プランの発動に際しては客観的な発動要件を定めた上で独立委員会の勧告を尊重することとしていることなどから、株主共同の利益を損なうものでなく、また、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

株主及び投資家の皆様に与える影響

本プラン継続後も新株予約権の割当てが行われていない場合は、株主及び投資家の皆様の権利又は利益には具体的な影響が生じることはありません。

一方、新株予約権の無償割当てを行った場合は、株主の皆様が保有する株式1株につき1個の割合で新株予約権が無償で割り当てられます。この場合、において新株予約権を行使できないとされた方が保有する株式が希釈化されることがあります。また、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の新株予約権行使手続を行わない場合にも、その保有する当社株式が希釈化することがあります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得した場合には、その保有する株式の希釈化は生じません。

なお、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主様が確定した後において、当社が新株予約権の割当てを中止し、又は無償割当てされた新株予約権を無償取得する場合には希釈化は生じないことから、希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様には、相応の損害が発生する場合があります。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	110,000,000
計	110,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	40,059,996	40,059,996	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所 札幌証券取引所	単元株式数 100株
計	40,059,996	40,059,996	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高(百万 円)
平成24年10月1日	160,239,984	40,059,996	-	21,492	-	19,720

(注)平成24年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を行いました。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

(平成24年12月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 719,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 198,095,000	396,190	-
単元未満株式	普通株式 1,485,480	-	-
発行済株式総数	200,299,980	-	-
総株主の議決権	-	396,190	-

(注) 平成24年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施したため、完全議決権株式(自己株式等)の株式数は143,900株、完全議決権株式(その他)の株式数は39,619,000株、単元未満株式の株式数は297,096株、発行済株式総数は40,059,996株となっております。

【自己株式等】

(平成24年12月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
平和不動産株式会社	東京都中央区日本橋兜町1-10	719,500	-	719,500	0.36
計	-	719,500	-	719,500	0.36

(注) 1. 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が500株(議決権1個)あります。

なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2. 平成24年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施したため、自己名義所有株式数は575,600株減少し143,900株となっております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,570	21,077
営業未収入金	2,259	1,196
有価証券	21,148	17,570
販売用不動産	14,173	17,722
仕掛販売用不動産	5,460	1,189
その他のたな卸資産	2	2
営業出資	3,550	3,108
その他	2,587	1,973
貸倒引当金	517	61
流動資産合計	70,235	63,781
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	82,960	77,687
土地	131,531	120,923
その他(純額)	984	769
有形固定資産合計	215,476	199,380
無形固定資産		
のれん	298	251
その他	4,653	9,615
無形固定資産合計	4,952	9,866
投資その他の資産		
その他	18,134	21,842
貸倒引当金	21	18
投資その他の資産合計	18,113	21,823
固定資産合計	238,542	231,071
繰延資産	186	218
資産合計	308,964	295,071

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	2,439	730
1年内償還予定の社債	980	18,780
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	16,285	-
短期借入金	15,000	11,600
1年内返済予定の長期借入金	37,200	23,067
未払法人税等	242	1,947
引当金	201	74
その他	2,336	2,672
流動負債合計	74,684	58,872
固定負債		
社債	38,420	29,030
長期借入金	89,198	98,441
引当金	591	543
資産除去債務	192	196
負ののれん	12	8
その他	30,367	29,537
固定負債合計	158,782	157,757
負債合計	233,466	216,630
純資産の部		
株主資本		
資本金	21,492	21,492
資本剰余金	19,720	19,720
利益剰余金	17,120	19,487
自己株式	379	382
株主資本合計	57,954	60,318
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	771	2,080
土地再評価差額金	16,281	15,751
その他の包括利益累計額合計	17,053	17,832
少数株主持分	490	290
純資産合計	75,497	78,441
負債純資産合計	308,964	295,071

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
営業収益	23,849	24,393
売上原価	14,790	15,527
売上総利益	9,059	8,866
販売費及び一般管理費	3,413	2,773
営業利益	5,645	6,092
営業外収益		
受取利息	15	15
受取配当金	134	218
その他	24	84
営業外収益合計	173	317
営業外費用		
支払利息	2,282	2,146
その他	188	147
営業外費用合計	2,470	2,293
経常利益	3,348	4,115
特別利益		
固定資産売却益	34	677
投資有価証券売却益	-	324
特別利益合計	34	1,002
特別損失		
固定資産売却損	1	647
固定資産除却損	13	89
建物設備解体費	21	-
投資有価証券評価損	531	-
特別損失合計	567	737
税金等調整前四半期純利益	2,815	4,380
法人税等	1,512	1,775
少数株主損益調整前四半期純利益	1,303	2,605
少数株主損失()	46	32
四半期純利益	1,349	2,638

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,303	2,605
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,126	1,309
土地再評価差額金	1,277	-
その他の包括利益合計	151	1,309
四半期包括利益	1,454	3,914
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,501	3,947
少数株主に係る四半期包括利益	46	32

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

(1) 連結の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

【会計方針の変更】

(減価償却方法の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる当第3四半期連結累計期間の損益への影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

(表示方法の変更)

従来、営業外収益に表示していた「受取配当金」のうち、平和不動産リート投資法人からの分配金については、第2四半期連結会計期間より、「営業収益」に含めて計上することに変更いたしました。

この変更は、平成23年10月策定の当社グループ中期経営計画において、「リート事業の推進」を重要な事業戦略として掲げている中で、当該分配金の金額的重要性が高まってきており、営業活動の成果をより適切に表示するために行うものであります。なお、第2四半期連結会計期間に平成24年5月期分配金を営業収益に計上しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表の組替えを行っております。この結果、前第3四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書において、営業外収益の「受取配当金」に表示していた298百万円のうち163百万円を「営業収益」として組替えております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

前連結会計年度 (平成24年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)	
平和不動産(株)職員向住宅融資利用者	538百万円	平和不動産(株)職員向住宅融資利用者	514百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)、のれんの償却額及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
減価償却費	3,765百万円	3,911百万円
のれんの償却額	77百万円	78百万円
負ののれんの償却額	4百万円	4百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	399	2.0	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金
平成23年10月26日 取締役会	普通株式	399	2.0	平成23年9月30日	平成23年12月1日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの
 該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	399	2.0	平成24年3月31日	平成24年6月28日	利益剰余金
平成24年10月29日 取締役会	普通株式	399	2.0	平成24年9月30日	平成24年12月3日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの
 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 財務諸表 計上額 (注)3
	賃貸事業	不動産 開発 事業	住宅開発 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上 高	13,598	2,073	6,680	22,352	1,497	23,849	-	23,849
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	20	134	-	155	739	895	895	-
計	13,618	2,208	6,680	22,507	2,237	24,744	895	23,849
セグメント利益	5,867	354	331	6,552	122	6,674	1,029	5,645

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建物設備の保守管理・改修請負工事業、保険代理店事業、介護付有料老人ホーム事業等が含まれております。

2. セグメント利益の調整額 1,029百万円には、主に各報告セグメントに配分していない管理部門に係る全社費用 1,078百万円が含まれております。

3. セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 追加情報に記載しましたとおり、営業外収益の受取配当金に計上されていた平和不動産リート投資法人からの分配金を不動産開発事業に係る売上高に組替えております。この結果、不動産開発事業の売上高・セグメント利益がそれぞれ163百万円増加しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	賃貸事業	不動産 開発 事業	住宅開発 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上 高	13,814	2,171	6,849	22,835	1,558	24,393	-	24,393
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	32	4	-	36	611	647	647	-
計	13,846	2,175	6,849	22,871	2,169	25,041	647	24,393
セグメント利益	5,754	275	281	6,312	139	6,451	359	6,092

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建物設備の保守管理・改修請負工事事業、保険代理店事業、介護付有料老人ホーム事業等が含まれております。

2. セグメント利益の調整額 359百万円には、主に各報告セグメントに配分していない管理部門に係る全社費用 399百万円が含まれております。

3. セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 追加情報に記載しましたとおり、営業外収益の受取配当金に計上されていた平和不動産リート投資法人からの分配金を不動産開発事業に係る売上高に組替えております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	33円81銭	66円9銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,349	2,638
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,349	2,638
普通株式の期中平均株式数(千株)	39,918	39,915
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	30円65銭	64円88銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	4,118	745
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(注) 1. 平成24年6月22日に第7回無担保転換社債型新株予約権付社債を満期償還したため、平成24年12月31日現在潜在株式はありません。

2. 平成24年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施したため、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額、普通株式の期中平均株式数及び普通株式増加数を算定しております。

(重要な後発事象)

当社は、平成24年10月29日開催の取締役会において、株式会社東京証券会館との間で資本業務提携を行うこと及び同社の株主との間で株式譲渡契約を締結することを決定し、平成25年1月17日付で同社を完全子会社化いたしました。

株式取得の目的

株式会社東京証券会館との間で資本業務提携関係を構築することにより、日本橋兜町・茅場町地域の活性化に資することができ、ひいては両社の企業価値の向上をもたらすとの認識を両社間で共有するに至ったことによるものであります。

株式取得の相手先

株式会社大和証券グループ本社
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
野村土地建物株式会社
SMB C日興証券株式会社
野村ホールディングス株式会社
みずほ証券株式会社
株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング
他51社

株式会社東京証券会館の概要

名称 株式会社東京証券会館
事業内容 不動産の所有及び賃貸、ホール・会議室及び飲食店の経営等
資本金 3,200百万円

株式取得完了日

平成25年1月17日

取得株式数等

取得株式数 5,839,151株(取得価額:6,423百万円)
取得後の所有株式数 6,400,000株(所有割合:100.0%)

2【その他】

(1)中間配当

平成24年10月29日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....399百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....2円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成24年12月3日

(注) 平成24年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

(2)訴訟

当社は、株式会社日本エスコンより、東京地方裁判所に売買代金請求訴訟（以下「本訴訟」といいます。）の提起を受けましたが、その概要は以下のとおりです。

訴訟を提起した者

所在地 東京都千代田区内神田二丁目15番9号 内神田282ビル4F

名称 株式会社日本エスコン

代表者 代表取締役 伊藤貴俊

訴訟の提起があった年月日

平成22年7月8日

訴訟の内容及び請求額

当社は、平成20年5月28日付で、株式会社日本エスコンとの間で大阪市内に所在する土地建物を目的とした信託受益権売買契約（以下「本売買契約」といいます。）を締結しておりましたが、同社は、取引実行の最終期限と定められた平成21年3月末日までに取引前提条件を充足しませんでした。その結果、予定されていた取引は実行されず、本売買契約は同日をもって当然に終了いたしました。

これに対し、同社は、当社が不当に取引を実行しなかったものであるとして、主位的には上記土地建物の売買契約が別途成立していたことを理由として、予備的には本売買契約に基づき、それぞれ上記土地建物の所有権移転登記並びに引渡又は上記土地建物を目的とする信託受益権を譲り受けるのと引換えに、金28億65百万円及びこれに対する平成21年4月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払うよう求めて本訴訟を提起したものです。

会社の意見及び今後の見通し

当社といたしましては、本訴訟の中で当社の正当性を主張して適切に対応してまいり所存です。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月7日

平和不動産株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福田 光博 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 南泉 充秀 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている平和不動産株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、平和不動産株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。